

議員提出議案第 7 号

性的少数者に対する差別の解消を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 28 年 7 月 4 日

提出者 立川市議会議員 古屋直彦  
伊藤大輔  
木原宏  
山本みちよ  
上條彰一  
福島正美

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条の規定による。

## 性的少数者に対する差別の解消を求める意見書

2015年に行われた調査に拠れば、LGBTをはじめとした性的少数者は、人口の7.6%に該当することが判明しています。しかし、現在のわが国では、いまだLGBT等であることが否定的に捉えられ、就職活動や職場での差別的取扱い、学校でのいじめが行われ、さらには悩みを誰にも相談できないことから、自殺率が高いという報告もなされています。

一方、海外においては、国家や企業の役職者であっても、LGBTであることを表明し、その事実も受け止めたうえで、その人の能力評価を行うことが当然であり、差別や偏見を排除して、その人が持つ能力を発揮することを期待する社会が出来上がりつつあります。

一人ひとりの人間はそれぞれに違っていることを当然とし、多様な生き方を認め合う社会を創造することは、一人ひとりがその能力を発揮し、日本全体が活性化する社会を創る上でも、重要な取り組みです。さらには、性的指向等を理由とする差別や暴力を解消することを求める国際的な要請にも合致します。

5月に行われた伊勢志摩サミットはもとより、2019年のラグビーワールドカップや2020年のオリンピック・パラリンピックなど、世界的な催しを招致・開催する国として、国際的な流れと積極的に調和を進める必要があります。

よって国会及び政府におかれては、LGBTをはじめとする性的少数者が、学校や職場などの生活の各場面で差別的取扱いを受けないようにする措置を定めるとともに、LGBT等性的少数者が存在することも踏まえた社会制度作りが進められるよう、多文化共生社会の実現に向けた新たな法の整備を講じられるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年7月4日

立川市議会  
議長 須崎八朗